（様式２）

計画作成年度	令和　３　年度
計画主体	湖西市

湖西市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名　湖西市産業振興課
所在地　湖西市吉美 3268
電話番号　053-576-1216
ＦＡＸ番号　053-576-1115
メールアドレス　nousui@city.kosai.lg.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和４年度～令和６年度
対象地域	湖西市

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和２年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品　目	被害面積	被害金額	合計
イノシシ	稲 果樹 いも類	4a 300a 27a	52 千円 1,398 千円 480 千円	1,930 千円
ハクビシン	果樹	300a	1,200 千円	1,200 千円
カラス	野菜 果樹	10a 90a	30 千円 360 千円	390 千円

（２）被害の傾向

・イノシシ

市内農家の被害防除が進んでおり、稲、果樹、いも類などの被害報告は減少傾向である。だが、依然として多くの被害が発生し、潜在的な被害もかなりあるものと思われる。田畑や果樹園の掘り起しや、ハウスの破壊などの被害面積等に表れない被害も多く見られる。山に面した畑だけでなく、集落内部の家庭菜園や民家の庭先にも出没するなど、人馴れが顕著であり、農作物への被害拡大以外にも登校時の児童・生徒への危険性が懸念されている。

・ハクビシン

果樹の被害が多く報告されており、イノシシ以上に潜在的な被害が多いと考えられる。被害の総量はイノシシよりも少ないが、ハクビシンによる被害発生地域はイノシシの被害発生地域よりも広範囲に及ぶため、今後被害が拡大する可能性があり、対策が望まれている。

・カラス

果樹や野菜への食害の他、肉牛や豚をくちばしでつついたり、鶏舎に侵入して卵をとるなどの被害報告がある。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和２年度）	目標値（令和６年度）
イノシシ	面積：331a　金額 1,930 千円	面積：232a　金額 1,351 千円
ハクビシン	面積：300a　金額 1,200 千円	面積：210a　金額　840 千円
カラス	面積：100a　金額　390 千円	面積：　70a　金額　273 千円

※被害面積、金額とも 3 割の減少を目標値とした。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 市として、猟友会の有志で結成された湖西市野生鳥獣等管理協会に有害鳥獣捕獲業務を委託しており、市民から被害報告等があった場合は、市から連絡をして捕獲を行ってもらっている。 ※R2 有害鳥獣捕獲実績 １）イノシシ　126 頭 ２）ハクビシン　12 頭 ３）カラス　181 羽 ・ 捕獲の報奨金として、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金に市単の補助金を上乗せして捕獲者に支給している。 ※湖西市農林水産業鳥獣被害対策事業費補助金※H30 1)イノシシ(成獣・焼却)　18,000 円 イノシシ(成獣・焼却以外)　17,000 円 イノシシ(幼獣)　11,000円 (市上乗せ分　10,000円) 2)ハクビシン　4,000円 (市上乗せ分　3,000円) ・ 平成 25 年度よりわな猟免許取得に係る費用の一部を補助している。	・ 湖西市野生鳥獣等管理協会のメンバーは高齢な者が多く、被害報告に対しすぐに対応できる反面、将来的に捕獲に従事できる人数が維持できるか不安があるため、新規メンバーの入会、育成が必要である。 ・ 捕獲したイノシシの処分場所の確保及び処分方法の確立。 ・ 上述の協会など、一部の人員に頼りきることの無いよう、自分で作物を守り、捕獲も行える強い農家を育成するため、わな猟の取得に係る補助制度の周知や、鳥獣被害対策の講習会等を行う必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	・平成 22 年度から市の単独事業として防護柵設置及び捕獲檻の購入に対する補助を行っている。	・ 効果的とされる集落ぐるみによる防護柵の設置がなされていない。 ・電気柵について、電源を夜だけ入れる、地面から電線までの高さにばらつきがあるなど、基本的な知識の不足や、草が電線に触れていることによる電圧の低下等の管理不足が見受けられる。

生息環境管理その他の取組	被害相談があった際に緩衝帯の設置や放任果樹の除去等の指導を行う。	緩衝帯の設置や放任果樹の除去等の周知が徹底できておらず、有害鳥獣の寄り付く要因となっている。

（５）今後の取組方針

１　捕獲及び防除の推進

・　集落ぐるみによる防護柵の設置、耕作放棄地の解消、放任果樹の伐採、未収穫野菜の処分等、集落が主体となって有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりを行うという意識の普及、啓発に努める。

・　捕獲を行うことのできる狩猟免許所持者の増加を図るために、狩猟免許を取得することに対する補助制度の周知を図る。
また、その際に有害駆除を実施している湖西市野生鳥獣等管理協会への参加を案内し、技術継承等に加え、地域の安全確保のための法令遵守の周知徹底を図り、駆除体制の確保に努める。

・　防護柵設置、捕獲檻の購入に対する補助を継続して行うことで、農家の自助を支援する。また、必要に応じて補助制度の見直しを行うことで、より効果的な被害防止対策の方法を模索する。
さらに、未設置の圃場への積極的な設置を促すため、補助制度の周知を広報、市公式ウエブサイト及び圃場診断時等でＰＲする。

２　情報の提供及び収集

・　狩猟免許の新規取得者増加のため、市の広報等を通じて、狩猟免許試験や講習会の情報などを発信する。（防除の推進にも関連）

・　ＰＲパンフレット、被害防止対策マニュアル、市公式ウェブサイト等を活用し、鳥獣被害に関する防止対策等の知識の普及、啓発を行う。

・　先進地事例や専門家などから効果的な対策に関する情報収集を行う。

３　被害状況の把握

・　農家の声を基本に、農業共済等の被害数量、農協への聞き取り調査等、様々な情報を駆使して、被害状況を正確に把握するよう努める。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

１．湖西市野生鳥獣等管理協会

猟友会の有志により、平成 24 年５月に「湖西市野生鳥獣等管理協会」が結成された（会員約 30 名）。この協会との連携を密にし、必要な支援を行っていくことで、より効率的な捕獲体制を整備する。

近年湖西市野生鳥獣等管理協会に参加する狩猟免許保持者が、銃猟、わな猟ともに増加していることから、鳥獣の種類ごとに捕獲体制の強化を図っていく。

２．湖西市有害鳥獣対策実施隊

湖西市野生鳥獣等管理協会が実施隊と同等の役割を担っているが、この協会と連携し実施隊の設置に努める。

（２）その他捕獲に関する取組

対象鳥獣	取組内容
・イノシシ ・ハクビシン ・カラス	・市の広報等を通じて、狩猟免許試験や講習会の情報などを発信することで狩猟免許の新規取得者の増加を図る。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲実績

対象鳥獣	有害捕獲事業（頭・羽）		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
イノシシ	42	61	126
ハクビシン	1	16	12
カラス	171	186	181

対象鳥獣	捕獲計画数等（頭・羽）		
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
イノシシ	76	76	76
ハクビシン	20	20	20
カラス	180	180	180

被害の発生に合わせ湖西市野生鳥獣等管理協会に捕獲を依頼する対処捕獲を基本とするが、被害の発生状況によっては、予察捕獲も検討する。

※イノシシに関しては、被害の軽減目標を達成するために、過去３ヵ年の平均値を捕獲計画数とした。

※ハクビシンに関しては、有害捕獲の頭数は多くないものの、多くの被害があると考えられるため、過去の有害捕獲数は考慮せず 20 頭とした。

※カラスに関しては、被害の軽減目標を達成するために、過去３ヵ年の平均値を捕獲計画数とした。

捕獲の取組内容			
イノシシ	銃	通年	１回の申請　100 頭、３か月以内
ハクビシン	わな	通年	１回の申請　 20 頭、３か月以内
カラス	箇所	市内全域	１回の申請　200 羽、３か月以内

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
湖西市全域	カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、カラス、ドバト、ノウサギ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ノイヌ、ノネコ、サル、タイワンリス、タヌキ、キツネ、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、モグラ類、ネズミ類

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
イノシシ	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m
ハクビシン	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m
カラス	防鳥ネット 3,000 ㎡	防鳥ネット 3,000 ㎡	防鳥ネット 3,000 ㎡

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
イノシシ	漏電防止のため、草刈り等を定期的に実施するよう指導。	漏電防止のため、草刈り等を定期的に実施するよう指導。	漏電防止のため、草刈り等を定期的に実施するよう指導。
ハクビシン	漏電防止のため、草刈り等を定期的に実施するよう指導。	漏電防止のため、草刈り等を定期的に実施するよう指導。	漏電防止のため、草刈り等を定期的に実施するよう指導。
カラス	漏電防止のため、草刈り等を定期的に実施するよう指導。	漏電防止のため、草刈り等を定期的に実施するよう指導。	漏電防止のため、草刈り等を定期的に実施するよう指導。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 30 年度	イノシシ ハクビシン カラス	被害相談があった際に緩衝帯の設置や放任果樹の除去等の指導を行う。
令和元年度	イノシシ ハクビシン カラス	被害相談があった際に緩衝帯の設置や放任果樹の除去等の指導を行う。
令和２年度	イノシシ ハクビシン カラス	被害相談があった際に緩衝帯の設置や放任果樹の除去等の指導を行う。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
湖西市環境課	連絡窓口
湖西市野生鳥獣等管理協会	捕獲等実際の対応

（２）緊急時の連絡体制

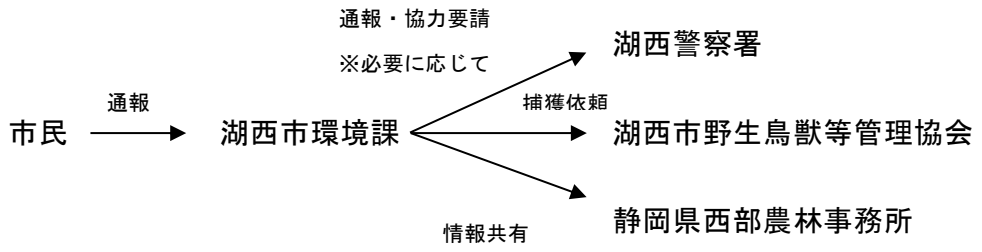

※休日・夜間については、守衛を経由して湖西市環境課の担当に連絡がいく。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設又は利活用

・捕獲した対象鳥獣は、捕獲許可を受けた者の責任において、速やかに埋設または焼却処分することを原則とするが、学術研究または食用等として法令や静岡県の野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドラインを遵守した上で利活用する場合はこの限りではない。また、どうしても個人で処分することが困難な場合に限り、市運営の火葬場において焼却処分することも可能。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	安定した供給が見込めないことから、自家消費を基本とする。
ペットフード	安定した供給が見込めないことから、自家消費を基本とする。
皮革	安定した供給が見込めないことから、自家消費を基本とする。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	安定した供給が見込めないことから、自家消費を基本とする。

（２）処理加工施設の取組

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	湖西市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
湖西市知波田地区自治会	情報提供、被害対策への協力
湖西市梅田自治会	情報提供、被害対策への協力
静岡県西部猟友会湖西分会	専門的アドバイス、被害防除対策への協力
とぴあ浜松農業協同組合	情報提供、被害対策への協力
静岡県西部農林事務所	被害防止に関する連携
湖西市　環境課	協議会の運営・提言
湖西市　産業振興課	協議会の運営・提言（事務局）
その他、会長が必要と認めた者	顧問等

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害が多い地域の状況と現在の捕獲体制を鑑みながら検討していく。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策に関する知識向上及び意識啓発のため、講習会・研修会等を実施し、被害を未然に防止できる集落環境づくりのための体制整備を推進する。

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県内の各関係団体との連携を図っていくことが必要と考えられる。現在、西部地域鳥獣被害対策連絡会に加盟しており、当面はこれを利用した情報交換等を行っていく。